

マイナンバー制度の開始により、 マイナンバーの提示をいただいております。 ご協力のほどお願い申し上げます。

平成28年1月から「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」にもとづき、マイナンバー制度がスタートしたことで、税分野での行政手続き（法定調書や非課税貯蓄申告書などへの記載等）のため、一部のお客さまにマイナンバー（個人番号、法人番号）の提示をお願いすることがあります。ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

マイナンバーの提示が必要となる主な取引

【お客さまが個人の場合】

【お客さまが法人・団体の場合】

① 投資信託・国債の口座開設・購入、特定口座・非課税口座（NISA）の開設など

① 投資信託・国債の口座開設・購入など

② マル優・マル特の申込など

② 定期預金・通知預金の新規お預け入れなど

③ 外国送金（支払い・受け取り）など

③ 外国送金（支払い・受け取り）など

* 上記以外のお取引にも、法令で定められたお取引にマイナンバーの提示をお願いさせていただくことがあります。

マイナンバー確認のため、ご提示いただく書類

個人番号が記載された次の書類をご提示ください。

- 個人番号カード
- 通知カード ● 住民票の写し
- 住民票記載事項証明書



法人番号が記載された次の書類をご提示ください。

- 法人番号指定通知書など



運転免許証など、顔写真付きの本人確認書類をあわせてご提示ください。

個人番号カードをご提示いただいた場合、その他の本人確認書類は不要です。



法人番号を提示していただくほかにも、確認書類が必要となる場合があります。

法人代表者および取引担当者のマイナンバー（個人番号）は不要です。

（注）代理人の方が来店された場合は、①代理権の確認（法定代理人の場合は戸籍謄本などの資格を証明する書類、任意代理人の場合は委任状）、②代理人の身元確認（代理人の本人確認書類）、③ご本人の個人番号確認（裏面の確認書類）の3つを確認させていただきます。

● 法令で定められた手続き以外に、個人番号を利用することはありません。

法律で定められた目的以外でこの番号を使用することや、他人に提供することは禁じられています。